

自動車税の障害者減免申請(本人運転)の事前受付について

香川県では、身体障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税の減免を受けられる制度があります。

◎減免申請(本人運転に限る)の事前受付

身体障害者等が所有する自動車を障害者が自ら運転する場合(本人運転)に限り、**本年度の6月から3月31日(土日、祝日の場合は前日)まで**の間、**来年度**に申請する予定の自動車税減免申請書として、事前受付をします。

※正規の申請受付は、従来どおり4月1日(土日、祝日の場合は翌日)から納期限の5日前(土日、祝日の場合は翌日)までの間に行います。事前受付とは、申請書を事前にお預かりし、4月1日(土日、祝日の場合は翌日)に正規の申請受付として事務処理をすることです。

※減免の承認、不承認については通知書をお送りします。なお、承認された場合には、減免要件に変更のない限り、以降は減免申請があったものとみなして継続的に減免を認めます。詳しくは減免承認通知書をご覧ください。

<減免申請の受付期間>

	本年度			来年度	
	6月	・・・	3月	4月	5月
事前受付(本人運転)	3月末まで(来年度分の減免申請)▶			4月1日付けで正式受付	
通常の減免受付	(自動車登録時の減免申請のみ通年受付)			納期限の5日前まで▶	

◎家族等が運転する場合の減免申請(家族運転)は、事前受付できません。

従来どおり、4月1日(土日、祝日の場合は翌日)から**納期限の5日前**(土日、祝日の場合は翌日)までの間に減免申請をしてください。

◎自動車取得時の減免申請は、登録と同時に申請してください。

新車の購入など、自動車を新規に取得し、自動車税又は自動車取得税が課税される場合は、従来どおり、自動車の登録と同時に減免申請をしてください。
登録後の申請は認められませんのでご注意ください。

減免申請(本人運転)の事前受付ができる要件

以下の全ての要件を、事前受付時に満たしている必要があります。

- 1 事前受付の対象とする自動車の納税義務者及び登録上の使用者が、障害者本人であること。
- 2 事前受付の対象とする自動車を、障害者が自ら運転すること。(注1)
- 3 障害の範囲が減免の対象となる範囲(本人運転)に該当すること。(注2)
- 4 障害者手帳等、運転免許証、車検証の住所が同一であること。
- 5 運転免許証の有効期限が、減免申請対象年度の4月1日以降であること。(注3)
- 6 車検有効期間満了日が、減免申請対象年度の4月1日以降であること。(注4)
- 7 運転免許証に条件がある場合は、条件に合致する自動車であること。
- 8 既に減免を受けている自動車がある場合は、その自動車が抹消登録か移転登録されていること、またはその自動車の減免申請対象年度の自動車税の減免を受けない手続きをすること。

裏面もご覧ください

- (注1) 障害者のために生計を一にする者または常時介護する者が運転する場合（家族運転）は、事前受付できません。（減免申請対象年度の4月1日（土日、祝日の場合は翌日）～納期限の5日前（土日、祝日の場合は翌日）に申請して下さい。）
- (注2) 障害の再判定期日が定められている場合は、再判定を終了した後でなければ事前受付できません。
- (注3) 減免申請対象年度の前年度3月31日までに免許証の有効期限が来る場合は、免許証の更新をした後でなければ事前受付できません。
- (注4) 減免申請対象年度の前年度3月31日までに車検有効期間満了日が来る場合は、車検の更新をした後でなければ事前受付できません。

手続きに必要な書類等

- 1 減免申請書（県税事務所にあります）
- 2 身体障害者手帳等（原本が必要です）
- 3 自動車検査証（原本が必要です）
- 4 運転免許証（原本が必要です）
- 5 印鑑（認印で可）
- 6 既に減免を受けている自動車がある場合、その自動車が抹消登録・移転登録されていることの確認できる書類（登録事項証明書 など）

受付場所 **高松市松島町1丁目17-28 高松合同庁舎2階
香川県県税事務所 自動車税課
電話 087-806-0314**

事前受付期間 6月から翌年3月31日まで

※ 来年度の自動車税の減免申請を事前に受付するものです。

受付時間 9時から17時まで（12時～13時を除く）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。

※ 各県民センター、中讃税務窓口センターにおいても事前受付を2月中の特定の日にいたしますので、受付日時等の詳細につきましては上記の電話番号までお問い合わせください。

事前受付後、次のような場合には、県税事務所自動車税課に必ず連絡しなければなりません。

- 本人がお亡くなりになった場合
- 事前受付の対象とした自動車を他者に譲った場合
- 運転免許証を取り消され、又は保有しなくなった場合
- 本人が事前受付の対象とした自動車を運転しなくなった場合
- 障害等級等が変更された場合
- 本人の住所又は氏名に変更があった場合
- 事前受付の対象とした自動車とは別の自動車で減免を受けようとする場合
- その他、お預かりした申請書に記載した内容と異なる状況になった場合